

令和2年9月17日

保護者の皆様

多賀城市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策における多賀城市立学校の臨時休業等の考え方について(お知らせ)

保護者の皆様におかれましては、日頃から本市の学校教育に御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策における学校の臨時休業等に関する考え方につきましては、文部科学省の指針に基づき、下記のとおりお知らせいたしますので、重ねて御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 臨時休業について

陽性となった児童・生徒や教職員が、新型コロナウイルス感染症に感染したと判断される日以降に学校に登校・勤務していた場合は、専門業者等による学校内の消毒や、保健所による児童・生徒・教職員等についての接触状況調査などを行うため、3日から5日間を基本として臨時休業期間を設定し、感染拡大防止に努めます。

2 学校名の公表について

感染拡大防止対策の観点から、臨時休業を行う場合は、原則として学校名を公表することといたします。

多くの児童・生徒が、習い事や塾、スポーツ少年団等の課外活動等を行っていることから、学校名を公表することによる学校外施設等での接触者の発見など、感染拡大の防止、事態の早期終息につながられるほか、無用な憶測・詮索の抑制や、事実と異なる情報の拡散防止を図ることができ、保護者や地域の方々の不安を軽減することができます。

3 学校の対応について

今後も、宮城県塩釜保健所の指導のもと、多賀城市教育委員会と学校が連携し、学校内での感染防止の取組を継続して行ってまいります。また、臨時休業になった際の学習や、学校再開後の児童・生徒等の心のケアにもきめ細かに取り組んでまいります。

4 感染者等への配慮について

新型コロナウイルスは、いつだれが感染してもおかしくない状況です。罹患した方に対する人権侵害や誹謗中傷などが社会的に問題視されておりますが、本市においても感染拡大防止対策をより一層進めるとともに、罹患した御家庭のプライバシー保持や児童・生徒の学校生活の安全を確保したいと考えておりますので、何卒、御理解と御協力をお願いいたします。

5 感染拡大防止のための情報提供について

個人情報につきましては厳重に管理しますので、児童・生徒等やご家族が濃厚接触者となった場合や、PCR検査の結果が判明した場合は、速やかに学校に御連絡いただきますよう、御理解と御協力をお願い申し上げます。

多賀城市教育委員会 教育総務課
電話 022-368-1141 (521~524)